

メディア暴力の倫理学Ⅵ

—— 英国映画検閲委員会(BBFC)の倫理 (1) ——

松 川 俊 夫

§ 1.

ゴードン・グラハムの定式化に従うと、「ポルノグラフィーに反対する議論」は次の形を取る*¹。

「1. 或る特定の種類の行為の描写は、その行為の生起を因果的に引き起こす。

2. 該当する行為は、社会的に有害な種類のものである。

3. 社会は、危害を防止するために諸個人の活動を制限する権利を持っている。

よって：

4. 社会は、ポルノグラフィーを生産し、配給するであろう人たちの活動を制限する権利を持っている。

従って：

5. 社会は、ポルノグラフィーを鑑賞することを望む人たちの活動を制限する権利を持っている。

(The argument against pornography.

1 The depiction of certain sorts of action causes occurrences of those actions.

2 These are actions of a social harmful kind.

3 Society has the right to constrain the activities of individuals in order to prevent harm.

Thus:

4 Society has the right to constrain the activities of those who would produce and distribute pornography.

Consequently:

5 Society has a right to confine the activities of those who want to view it.)」。

上記の議論は、テレビ・映画等の映像メディアに於ける「暴力表現」に反対し、その社会的規制を正当化する議論にも応用できそうである。上記の「ポルノグラフィ」を本稿のテーマである「暴力 (violence) 表現を含む映像」に置き換え、更に分かりやすくするために「或る特定の種類の行為」「その行為」「該当する行為」も「暴力」に置き換えてみる。すると以下の通りになる。

暴力表現に反対する議論

1. 暴力の描写は、暴力の生起を因果的に引き起こす。
2. 暴力は、社会的に危害である種類のものである。
3. 社会は、危害を防止するために諸個人の活動を制限する権利を持っている。

よって：

4. 社会は、暴力表現を含む映像を生産し、配給するであろう人たちの活動を制限する権利を持っている。

従って：

5. 社会は、暴力表現を含む映像を鑑賞することを望む人たちの活動を制限する権利を持っている。

なお、「暴力」の定義としてここでは次のものを採用する。

「画面上の暴力とは、行使された暴力が行使された力の程度もしくは本性に於いて正当化されないと考えられるか、あるいは、被害者の側が行使された暴力には不相応である点に於いて正当化されないと考えられるが故に、現実の生活では暴力行為であると見なされるであろう、視聴され明確に伝達されたあらゆる行為のことである。暴力の程度は、その暴力がどれだけ現実的であると考えられるかによって定義され、もし行使された暴力が不公平であると考えられたなら、いっそう強くなる (Screen violence is any act that is seen or unequivocally signalled which would be considered an act of violence in real life, because the

violence was considered unjustified either in the degree or nature of the force used, or that the injured party was undeserving the violence. The degree of violence is defined by how realistic the violence is considered to be, and made even stronger if the violence inflicted is considered unfair.)」*2。

さて、「暴力描写に反対する議論」の中で、2は一般に認められよう。無論、時と場合によっては「暴力」は倫理的に正当化できるのだ、と立論するのも不可能ではない。しかし、本稿ではそもそも、先の「暴力の定義」に従って、正当化できない行為を「暴力」と呼ぶ立場を取っている。当該の立論は「定義によって」退けることができる。つまり、正当化できると認めざるを得ないような暴力については、「実はそれは暴力ではない」と主張することができるのである。

次に「暴力描写に反対する議論」の3であるが、これは所謂、「他者危害の原則」と呼ばれるもので、現代社会で否定されることはまず、ないものである。「他者危害の原則」に対する批判としては、「この原則だけでは十分ではない」という形を取るものはあるが、「他者危害の原則」そのものの不当性を説くものはほとんどなく、また現在のところ、その不当性を主張して成功したと思われる議論は一つもないのである。「他者危害の原則」は次のように、より洗練した形で提示できる。

「危害の原則：刑法立法が、行為者（行為することを禁じられるであろう者）以外の人々に対する危害を予防する（排除する、軽減する）ことにおそらく効果があり、かつ、他の価値あることをより犠牲にすることなく同等に有効な他のどのような手段もおそらく存在しないことは常に、その刑法立法を支持する十分な理由である（The Harm Principle: It is always a good reason in support of penal legislation that it would probably be effective in preventing (eliminating, reducing) harm to persons other than the actor (the one prohibited from acting) and there is probably no other means that is equally effective at no greater cost to other values.)」*3。

問題は、1の「暴力の描写は、暴力の生起を因果的に引き起こす」にある。本学紀要の他稿*4で論じたように、現在のところ、暴力描写を多く含む、テレビ・映画等の映像メディアに長時間接触することが原因になって、接触した人が暴力を行使し始めるという結果が生じることは、科学的に立証されているとは言えない*5。

従って、上記の「暴力表現に反対する議論」は成立しないことになり、4の「社会は、暴力表現を含む映像を生産し、配給するであろう人たちの活動を制限する権利を持っている」と5の「社会は、暴力表現を含む映像を鑑賞することを望む人たちの活動を制限する権利を持っている」を正当化できないことになる。この不都合を補う方策として、「予防原則」の適応が挙げられる。しかし、本稿では他の方策について論考していきたい。

まず取り上げたいのは、「不快の原則」である。

「不快の原則：提案された刑法上の禁止が、行為者以外の人々の深刻な不快の念を予防することにおそらく必要であり、もし制定されたならおそらくその目的に対する有効な手段となることは常に、その提案された刑法上の禁止令を支持する十分な理由である（The Offense Principle: It is always a good reason in support of a proposed criminal prohibition that it is probably necessary to prevent serious offense to persons other than the actor and would probably be an effective means to that end if enacted.）」*6。

暴力描写を多く含む、テレビ・映画等の映像メディアを視聴することによって「不快の念」を引き起こす人は多い。「不快の原則」を用いれば暴力表現の規制も簡単に可能になるであろう。しかし、不快（offense）というものはかなり、主観的なものである。先に述べた「危害」を明確に定義するのもかなり困難であるが、「不快」のようなきわめて主観的なものを客観的に明確に定義することは不可能に近い。暴力表現に関しては、映画作品なり、テレビ番組なりに、「この作品・番組は多くの暴力描写を含む」という警告なしで公会・放送することを禁ずる程度のことしか、「不快の原則」によっては正当化できないのではないだろうか。ただし、地上波のテレビ放送については（一種の垂れ流し状態にあるので）、より厳しい規制も正当化できるかもしれない。

続いて、取り上げたいのは「モラリズム」である。まず、立法に関するモラリズム（リーガル・モラリズム）の「狭義」「広義」の2つのタイプを提示する。

「リーガル・モラリズム（通常の狭い意味での）：行為者もしくは他の人々に危害と不快の念のいずれも引き起こさないとしても、或る行為が本来的に不道徳であるという根拠で、行為を禁止することは道徳的に合法的であり得る（Legal Moralism (in the usual narrow sense) : It can be morally legitimate to prohibit conduct on the ground that it is inherently immoral, even though it causes neither harm nor offense to the actor or to others.）」*7。

「リーガル・モラリズム（広い意味で）：当該の行為が危害や不快以外の（「何となく感じられる不確定な」）種類の悪を構成するか、あるいは引き起こすということを根拠にして、国家が何人にも危害と不快の念のいずれも引き起こさないある特定のタイプの行為を禁止することは、道徳的に合法的であり得る（Legal Moralism (in the broad sense) : It can be morally legitimate for the state to prohibit certain types of action that cause neither harm nor offense to anyone, on the grounds that such actions constitute or cause evils of other (“free-floating” kinds.)」*⁸。

つまり、危害や不快を生起しないにも関わらず、本来的に不道徳であると見なされる行為（狭義）もしくは「何となく感じられる不確定な」種類の悪を構成するか、あるいは引き起こすと見なされる行為（広義）を禁止する立場が「モラリズム」である。本稿では狭義のモラリズムを中心に話を進めていきたい。なお、モラリズムは「道徳偏重主義」といった訳語を当てることが考えられるが、モラリズムが倫理的に正当な立場であると前提することはできないし、特定のモラリズムを提唱する論者の道徳観が真つ当なものであるとも前提できない。このようなことを勘案に入れ、本稿では、「モラリズム」という語を用い続けることとする。

20世紀前半には、アメリカ、イギリスで映画業界の自主規制（自主検閲といった方がよい）が開始された。本学紀要の拙稿*⁹に於いて既に、アメリカでの自主規制に関するヘイズ・コードには論究しているので、本稿ではイギリスでの自主規制を中心に論じていきたい。アメリカの自主規制に於いても、イギリスの自主規制に於いても、問題となるのは「モラリズム」である。映画の自主規制ということに関する限り、「リーガル」という限定がなくてもよいので、以下では単に「モラリズム」とする。モラリズムの対象が「立法」から「映画の検閲」に変わっただけであって、上記の二つのモラリズムの定式の文言を修正する必要性は特にあるまい。アメリカのヘイズ・コードについても、人種差別的な内容等（おそらく）不快の原則を適用して正当化されていたのであるが、宗教的な規制等は「モラリズム」を根拠にしていたと思われる。また、以下に述べるように、イギリスの場合には「モラリズム」による規制の「弊害」がアメリカの場合より一層明白な面がある。

§. 2

アメリカ合衆国では、1930年に「映画制作倫理綱領 (The Motion Picture Production Code)」、通称「ヘイズ・コード」がMPPDA、つまり、アメリカ映画制作者配給者協会 (Motion Picture Producers and Distributors of America, Inc.) によって制定されたが、制定後しばらくの間、厳格には守られなかった*10。しかし、1934年より映画制作倫理綱領管理局 (Production Code Administration, PCA) の下、ヘイズ・コードは厳格に適応され、1960年代に到るまで遵守された。「ヘイズ・コード」は、「ヘイズ・コード」制定当時の倫理観に基づいて「倫理的悪」をもたらしてはならないだけでなく、「倫理的善」をもたらさなくてはならないと明確に規定し、映画を言わば「道德教育機関」として位置づけている。「ヘイズ・コード」は、次のような「モラリスティックなパターンリズム」の立場を取っていると云える。ファインバーグの定式を再び引用するが、ここでも「リーガル」を取って考えてもかまわない。

「モラリスティックなリーガル・パターンリズム (パターンリズムとモラリズムが「モラル的な危害」という疑わしい概念によって重なり合うところ) : 行為者自身に対する (身体的、心理的、あるいは経済的な危害とは全く異なる) モラル的な危害を予防することがおそらく必要であることは、提案された禁止令を支持する十分な理由である。(道徳的な危害は、自分の身体、精神、あるいは富に対する危害と全く異なる、「自分の性格への危害」「より悪い人格になること」である)。Moralistic Legal Paternalism (where paternalism and moralism overlap via the dubious notion of a “moral harm”) : It is always a good reason in support of a proposed prohibition that it is probably necessary to prevent moral harm (as opposed to physical, psychological, or economic harm) to the actor himself. (Moral harm is “harm to one’s character,” “becoming a worse person,” as opposed to harm to one’s body, psyche, or purse.)」*11。

ヘイズ・コードを掲げたアメリカに対して、イギリスでは2000年になるまで、映画に関する「成文化された」倫理綱領が制定されることはなかった。20世紀になると地方議会レベルで特定の映画を上映禁止にすることが行われていたが、1912年には、映画の「自主規制 (自主検閲)」を行うことを目的としたBBFC、英国映画検閲委員会 (The British Board

of Film Censors) が設立された。BBFC は行政機関からは独立していたが、アメリカの映画制作倫理綱領管理局のように映画業界によって直接的に設立されたものではない。1913年には映画の分類を開始し、提出された映画を上映禁止指定、「カテゴリー U (一般向け、Universal)」「カテゴリー A (大人向け、more suitable for adults)」に分類し、上映にふさわしくない箇所をカットするように勧告した。地方議会は BBFC の分類をおおむね尊重したようだが、「カテゴリー A」の作品でも地方によって上映禁止になったものがある。1932年には「カテゴリー H (ホラー指定、「子どもに見せないように勧告」)」が追加され^{*12}、以後、分類は複雑になっていく。そして、1948年には以下の三つの基準が提示された^{*13}。

- ・ストーリー、挿話もしくは対話は、悪徳や犯罪を軽く見て大衆の道徳的基準を害したり、道徳的基準を低下させたりする可能性が高くはないか？
- ・ストーリー、挿話もしくは対話は、理性をそなえた映画館観客に不快の念を与える可能性が高くはないか？
- ・ストーリー、挿話もしくは対話は、子供たちにどんな影響を与えるであろうか？
- Was the story, incident or dialogue likely to impair the moral standards of the public by extenuating vice or crime or depreciating moral standards?
- Was it likely to give offense to reasonably minded cinema audiences?
- What effect would it have on children?

1960年に、「BBFC は公衆道徳の守護者 (the guardianship of public morality) ではない」との宣言が BBFC 自身によって出され、1970年代には上演禁止指定を受ける作品はなくなっていった。そして、1985年に英国映画分類委員会 (British Board of Film Classification) に名称が変更される^{*14}。概して、BBFC は、「社会的見解を反映させる」姿勢が明確である。また、映画は倫理的善をもたらさなくてはならないといった態度は希薄であり、映画は倫理的悪をもたらしてはならないという態度が濃厚であると言えよう。

さて、BBFC は1913-15年の3年間の実績を踏まえ、どのようなシーンがカットの対象となったかを纏めた。これは、当時の BBFC の委員長であった T.P.オコーナーの名を取って「T.P.オコーナーの43の『削除のための根拠』(T.P. O'Connor's 43 'Grounds for Deletion')」と呼ばれ、1916年に発表された。以下に訳出しておく^{*15}。

T.P.オコーナーの43の「削除のための根拠」

1. はしたない、あいまいな、そして、不敬なタイトルとサブタイトル
2. 動物虐待
3. 神聖な主題を不敬に扱うこと
4. 過度な飲酒のシーン
5. 上演に際しての品のないアクセサリー
6. 犯罪者の手口
7. 小さな子どもの虐待及び成人、特に女性に対する過度の虐待や拷問
8. 不必要な下着の露出
9. 大量の出血をみせること
10. 裸体
11. 行為や服装における攻撃的な粗放さや不品行
12. 無作法なダンス
13. 過度に情熱的なラブシーン
14. 適切さの限界を通り越す入浴シーン
15. 論争の的となる政治に対する言及
16. 資本と労働者の関係
17. 公共の品格と制度をけなす傾向があるシーン
18. 戦争の現実的な恐怖
19. 敵に情報を与えることが計画されているシーンや挿話
20. 我々の同盟国をけなす傾向を持つ挿話
21. 国王のユニフォームを軽蔑したり嘲笑したりするシーン
22. 英国人官吏が憎むべき者として見られたインドを扱う主題、さもなくば、イギリス人官吏、植民地政府の不忠実をほのめかそうと試みる主題、あるいは大英帝国内での英本国の威信に不評に被らせる主題
23. 戦争の悲劇的な挿話の行き過ぎた利用
24. おぞましい殺人・絞殺シーン
25. 死刑執行
26. 硫酸をかけた結果

27. 麻薬、例えば阿片、モルヒネ、コカインなどの常習
28. 白人性奴隷売買を取り扱う主題
29. 少女たちを計画的に誘惑することを扱う主題
30. 「初夜」のシーン
31. 不道德を連想させるシーン
32. わいせつな性的状況
33. デリケートな夫婦間の性行為を強調する状況
34. 同衾する男女
35. 不倫
36. 売春と売春斡旋
37. 女性たちに対する犯罪的襲撃の実行を示す挿話
38. 先天性、後天性を問わず、性病の結果を描写するシーン
39. 近親相姦関係を連想させる挿話
40. 「民族自滅」に関連するテーマと言及
41. 出産
42. 売春宿でのシーン
43. 月並みなキリスト像の具体化

T.P. O'Connor's 43 'Grounds for Deletion'

1. Indecorous, ambiguous and irreverent titles and subtitles
2. Cruelty to animals
3. The irreverent treatment of sacred subjects
4. Drunken scenes carried to excess
5. Vulgar accessories in the staging
6. The modus operandi of criminals
7. Cruelty to young infants and excessive cruelty and torture to adults, especially women
8. Unnecessary exhibition of under-clothing
9. The exhibition of profuse bleeding
10. Nude figures

11. Offensive vulgarity, and impropriety in conduct and dress
12. Indecorous dancing
13. Excessively passionate love scenes
14. Bathing scenes passing the limits of propriety
15. References to controversial politics
16. Relations of capital and labour
17. Scenes tending to disparage public characters and institutions
18. Realistic horrors of warfare
19. Scenes and incidents calculated to afford information to the enemy
20. Incidents having a tendency to disparage our Allies
21. Scenes holding up the King's uniform to contempt or ridicule
22. Subjects dealing with India, in which British Officers are seen in an odious light, and otherwise attempting to suggest the disloyalty of British Officers, Native States or bringing into disrepute British prestige in the Empire
23. The exploitation of tragic incidents of the war
24. Gruesome murders and strangulation scenes
25. Executions
26. The effects of vitriol throwing
27. The drug habit. e.g. opium, morphia, cocaine, etc
28. Subjects dealing with White Slave traffic
29. Subjects dealing with premeditated seduction of girls
30. 'First Night' scenes
31. Scenes suggestive of immorality
32. Indelicate sexual situations
33. Situations accentuating delicate marital relations
34. Men and women in bed together
35. Illicit relationships
36. Prostitution and procuration

- 37. Incidents indicating the actual perpetration of criminal assaults on women
- 38. Scenes depicting the effect of venereal disease, inherited or acquired
- 39. Incidents suggestive of incestuous relations
- 40. Themes and references relative to 'race suicide'
- 41. Confinements
- 42. Scenes laid in disorderly houses
- 43. Materialization of the conventional figure of Christ

20の「我々の同盟国をけなす傾向を持つ挿話」にある「我々の同盟国」に日本が入っていたことはともかくとして、この20や22の「英国人官吏が憎むべき者として見られたインドを扱う主題、さもなくば、イギリス人官吏、植民地政府の不忠実をほめかそうと試みる主題、あるいは大英帝国内での英本国の威信に不評に被らせる主題」を禁止することは、「危害の原則」「不快の原則」によってと言うより、「モラリズム」によってであると考えられよう。40の『『民族自滅』に関連するテーマと言及』の禁止もモラリズムである。20や40はともかく、22の禁止が今日でも支持される倫理観に基づいているとは、とても言えない。モラリズムの乱用は戒めるべきであり、メディアのモラリズムによる規制には十分に注意をはらうべきである。

-
- * 1 Gordon Graham, 'Sex and violence in fact and fiction' in *Media Ethics*, M. Kieran (ed.), Routledge, 1998, p.153.
 - * 2 David E. Morrison et al., "Defining Violence," University of Luton Press, 1999, p.9.
 - * 3 Joel Feinberg, "Harm to Others," Oxford.U.P. 1987, p.26.
 - * 4 「メディア暴力の倫理学(I)ーイントロダクションー」『山形短期大学紀要第34集』(2002)、「メディア暴力の倫理学(II)ー米国医師会『医師のための指針』ー」『山形短期大学紀要第35集』(2003)を参照のこと。
 - * 5 拙稿「テレビ暴力について」『モラリア第7号』(東北大学倫理学研究会, 2000)。拙稿「メディア暴力の倫理学(I)ーイントロダクションー」『山形短期大学紀要第34集』(2002)。

- * 6 Joel Feinberg, *ibid.*, p.26.
- * 7 Joel Feinberg, *ibid.*, p.27.
- * 8 Joel Feinberg, *ibid.*, p.27.
- * 9 拙稿「メディア暴力の倫理学(Ⅲ)ーヘイズ・コード(1)ー」『山形短期大学紀要第36集』(2004)。
- * 10 例えば、1930年制作のマレーネ・ディートリッヒ主演『嘆きの天使』(Der blaue Engel)、1931年制作のグレタ・ガルボ主演『スザン・レノックス』(Susan Lenox – Her Fall and Rise) 等はあまりヘイズ・コードを尊重しているとは思えない。ただし、前者はドイツ映画であるが。前者の英語版は吹き替えではなく、ドイツ語版と同時に並行して撮影されたものである。
- * 11 Joel Feinberg, *ibid.*, p.27.
- * 12 「カテゴリー H」を新たに設けるきっかけになった映画は、1931年制作のボリス・カーロフ主演『フランケンシュタイン』である。
- * 13 The sbfc Student Guide 2005/06, British Board of Film Classification 2005, p.4.
- * 14 *Ibid.*, pp.1–11.
- * 15 *Ibid.*, pp.2–3.